平成２１年（フ）第１０７６９号
千葉県勝浦市沢倉505－１
債務者　小林　達郎
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７７０号
東京都西東京市住吉町１丁目１―18―203
債務者　藤木　厚子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２５号
青森市大字安田字近野485番地２　アスクミーマンション203号
債務者　韮山　良子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３号
熊本県天草市久玉町1980番地
債務者　宇野　由美
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１０４９６号
東京都渋谷区桜丘町３―22
債務者　高橋　初子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５０５号
茨城県石岡市総社２丁目３―46―Ｄ
債務者　秋田　洋一
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５１５号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―34―33
債務者　徳竹　由美
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５２７号
神奈川県川崎市高津区久末2000―１―201
債務者　山本　　均
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５２８号
神奈川県川崎市高津区久末2000―１―201
債務者　山本　揚子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５４６号
東京都港区海岸３丁目８―１―1002
債務者　小池　一恵
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５９１号
東京都足立区東綾瀬３丁目12―７―102
債務者　外崎　貴之
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５９３号
東京都日野市多摩平１丁目８―13―103
債務者　杉本広実こと　李　　厚泰
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５９４号
東京都練馬区上石神井４丁目７―30　第２あたご山荘１―Ｂ
債務者　奈良原裕一
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６０８号
東京都北区岸町２丁目３―11
債務者　西田　光江
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６３３号
東京都荒川区南千住５丁目21―15―403
債務者　宮下　久男
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部